

令和 年 月 日

印

電話

排水設備の新設等（変更）について確認を受けたいので次の通り申請します。

接 続 区 分	☐ 公共下水道 ☐ 農業集落排水 ☐ 公共浄化槽（町設置型）
申 請 区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造
設 置 場 所	多気町 番地
使 用 者 名	
使 用 人 数	人 （ 世帯数 件 ）
水 源 区 分	☐ 上水道のみ ☐ 井戸水のみ ☐ 水道・井戸併用
既設浄化槽の有無	☐ 有 ☐ 無

※ □は該当するものにレ点を付けて下さい。

施 工 業 者	所 在 地			
	会 社 名	⑩		
	責任技術者名		登 録 番 号	第 号
	町 指 定 番 号	第	TR 6	一 号
	電 話 番 号			
	メー ル ア ド レ ス			
施工予定期間	着 工 予 定	年 月 日	完 成 予 定	年 月 日

申請者が上記の排水施設を設置することについて承諾します。(申請者と同じ場合は記入不要)

☐ 申請者と使用者が異なる場合は記入して下さい。

印

☐ 申請者と排水設備所有者が異なる場合は記入して下さい。

印

☐ 申請者と土地所有者が異なる場合は記入して下さい。

印

※直筆の場合は印鑑不要です。

排水設備工事費調書

種別	名 称	形式・寸法	単位	数量	金 額	備 考	
排水 管工事	材 料 費						
		小 計 (B)					0
	排水 管工事	設 置 費					
小 計 (C)					0		
雑 工 事	土間コンクリート取壊し						
	同上復旧						
	小 計 (D)					0	
工 事 費 計		$B + C + D = E$			0		
諸 経 費		$E \times () \% = F$			0	10%	
合 計		$E + F = G$			0		
消 費 税		$G \times \text{税率} = H$			0	10%	
総 工 事 費		$G + H$			0		
特記事項 ① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。 ② 高さが確保できる場合は段差付ます (Y S) を使用すること。 ③ 大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます (S T) 又は45度曲ります (45 L) を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、S T 又は 90度曲ります (90 L) も使用可とする。 ④ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます (45 Y S) を使用すること。ただし、主管径がφ125、150 の場合は、45 度合流ます (45 Y) も使用可とする。 ⑤ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます (90 Y S) を使用すること。 ⑥ その他現場状況に応じて協議する。							

排水設備工事費調書（記入例）

種別	名 称		形式 ・ 寸法	単位	数量	金 額	備 考
排水 管工 事	材 料 費	インバートマス	45 L φ 100-150	個	1	30,000	起点・キッチン
		〃	45 Y S φ 100-150	個	1	30,000	トイレ（1F）
		〃	90 Y φ 100-150	〃	1	20,000	トイレ（2F）
		〃	90L φ 100-150	〃	2	20,000	
		〃	22 1／2L φ 100-150	〃	2	5,000	
		トラップ インバートマス	合流 φ 100×75-150	〃	1	5,000	洗濯機
		〃	90 Y W φ 100-150	〃	1	20,000	風呂、洗面
		ドロップ インバートマス	φ 100-150	〃	1	5,000	
		V U 管	φ 100	本	8	5,000	
		〃	φ 75	〃	1	1,000	
		〃	φ 50	〃	3	1,000	
		継手材料	ソケット	個	3	100	
		〃	エルボ45°	〃	2	100	
小 計（B）						142,200	
排水 管工 事	設 置 費	インバートマス設置		箇所	11	3,000	
		公共マス接続工		〃	1	4,000	
		V U 管布設工	φ 100	m	10	2,000	人力掘削
		〃	φ 100	〃	18	2,000	機械掘削
		〃	φ 75	〃	1.5	2,000	人力掘削
		〃	φ 50	〃	8.5	2,000	〃
小 計（C）						15,000	
雑 工 事	土間コンクリート取壊し		無筋コンクリート t=5cm	m2	3	3,000	
	同上復旧		〃	〃	3	4,000	
	小 計（D）						7,000
工 事 費 計			B + C + D = E			164,200	
諸 経 費			E ×（ ）% = F			16,420	10%
合 計			E + F = G			180,620	
消 費 税			G × 税率 = H			18,062	10%
総 工 事 費			G + H			198,682	

特記事項

- ① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。
- ② 高さが確保できる場合は段差付ます（Y S）を使用する。
- ③ 大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます（S T）又は45度曲ります（45 L）を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、S T又は 90度曲ります（90 L）も使用可とする。
- ③ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます（45 Y S）を使用すること。ただし、主管径が ϕ 125、150 の場合は、45 度合流ます（45 Y）も使用可とする。
- ④ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます（90 Y S）を使用すること。
- ⑤ その他現場状況に応じて協議する。

施工方法について

- ① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。
- ② 高さが確保できる場合は段差付ます（Y S）を使用すること。
大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます（S T）又は45度曲ります（45 L）を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、S T又は 90度曲ります（90 L）も使用可とする。
- ④ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます（45 Y S）を使用すること。ただし、主管径がφ125、150 の場合は、45 度合流ます（45 Y）も使用可とする。
- ⑤ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます（90 Y S）を使用すること。
- ⑥ その他現場状況に応じて協議する。

添付書類

- 1、排水設備工事に要する費用の明細を記載した排水設備工事調書
- 2、排水設備等の新設等をしようとする土地の周辺地図
- 3、次に掲げる事項を記載した平面図
 - ア 施工地付近の道路、境界及び下水道管の位置
 - イ 建物及び台所、浴室、水洗便所その他汚水を排除する施設の位置
(既設部分でも記入。また、便槽・浄化槽の位置も記入)
 - ウ 排水管の位置、形状、寸法並びに延長
 - エ ます及びマンホールの位置並びに高さ
 - オ ポンプ施設、除害施設及び付帯設備等の位置
 - カ その他下水排除の状況を明らかにするために必要な事項
- 4、排水管の形状、寸法、延長、勾配及び柵の形状、寸法、高さ並びに固着させる公共ますの高さ等を表示した配管立図
- 5、油脂遮断装置、沈砂装置、ポンプ施設等を設ける場合は、その構造、能力、形状及び寸法等を表示した図面